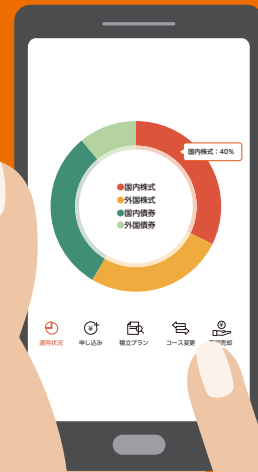




かんたん投資

auAM かんたん投資専用ファンド(株式重視型)
auAM かんたん投資専用ファンド(株式シフト型)
auAM かんたん投資専用ファンド(債券シフト型)
auAM かんたん投資専用ファンド(債券重視型)

追加型投信/内外/資産複合



商品分類および属性区分

商品分類			属性区分				
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産(収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
追加型	内外	資産複合	その他資産 (投資信託証券(資産複合 (株式、債券)資産配分固定型))	年1回	グローバル (日本を含む)	ファンド・ オブ・ ファンズ	なし

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

※商品分類および属性区分の定義は、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<https://www.toushin.or.jp/>)をご覧ください。

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

- 本書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。この目論見書により行う「auAM かんたん投資専用ファンド(株式重視型)」「auAM かんたん投資専用ファンド(株式シフト型)」「auAM かんたん投資専用ファンド(債券シフト型)」「auAM かんたん投資専用ファンド(債券重視型)」(以下「各ファンド」といいます。)の受益権の募集については、auアセットマネジメント株式会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2022年11月30日に関東財務局長に提出しており、2022年12月16日にその届出の効力が生じております。
- 各ファンドに関する金融商品取引法第15条第3項に規定する目論見書(以下、「請求目論見書」といいます。)は、委託会社のホームページに掲載しております。請求目論見書には、投資信託約款の全文が記載されております。また、請求目論見書は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、販売会社に請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。
- 各ファンドの内容に関して重大な変更を行なう場合には、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき事前に受益者のご意向を確認させていただきます。
- 各ファンドの信託財産は、受託会社により保管されますが、信託法によって受託会社の固有財産等との分別管理等が義務付けられています。

au アセットマネジメント

ホームページ

<https://www.kddi-am.com/>

お問い合わせ先

03-5657-7185

(営業日の午前9時~午後5時)

委託会社(ファンドの運用の指図を行う者)

auアセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第3062号

設立年月日: 2018年1月4日

資本金額: 10億円(2023年6月末日現在)

運用する投資信託財産の合計純資産総額: 434億5千万円(2023年6月末日現在)

受託会社(ファンドの財産の保管および管理を行う者)

三菱UFJ信託銀行株式会社

1. ファンドの目的・特色

ファンドの目的

信託財産の長期的な成長を目指して運用を行います。

ファンドの特色

- ① 主に投資信託証券への投資を通じて、実質的に日本を含む全世界の株式および投資適格債券へ分散投資を行います。
- ② 全世界株式の運用にあたってはFTSEグローバル・オールキャップ・インデックスに連動する投資成果を目指して運用を行い、投資適格債券の運用にあたってはブルームバーク・グローバル総合インデックスに連動する投資成果を目指して運用を行います。

FTSEグローバル・オールキャップ・インデックスとは

「FTSEグローバル・オールキャップ・インデックス」は、大型株、中型株および小型株まで網羅する全世界の株式市場の動向を表す時価総額加重平均型の株価指数です。
構成銘柄は、米国、欧州および日本などの先進国株式に加えて、中国やインドなどの新興国株式を含みます。

ブルームバーク・グローバル総合インデックスとは

「ブルームバーク・グローバル総合インデックス」は、日本を含む世界の投資適格債券の代表的な指数です。世界の国債に加え、政府関連債、社債および資産担保証券で構成されます。

当ファンドは、FTSEインターナショナルリミテッド(以下「FTSE」といいます。)、ロンドン証券取引所(以下「LSEG」といいます。)(総称して、以下「ライセンス供与者」といいます。)のいずれによっても、支援、推奨、販売または販売促進するものではありません。ライセンス供与者は、「FTSEグローバル・オールキャップ・インデックス」(以下、「本指数」といいます。)の使用およびいかなる時点における本指数値の利用から生じるいかなる結果に対しても、明示的か黙示的かを問わず、何ら表明や保証を行うものではありません。本指数はFTSEによって編集および計算されます。ライセンス供与者は、本指数の誤りについて何人に対しても責任を負わず(過失の有無を問わず)、かつ本指数の誤りに関して通知する義務を負いません。
FTSE®はLSEGの商標であり、FTSEがライセンスに基づき使用しています。

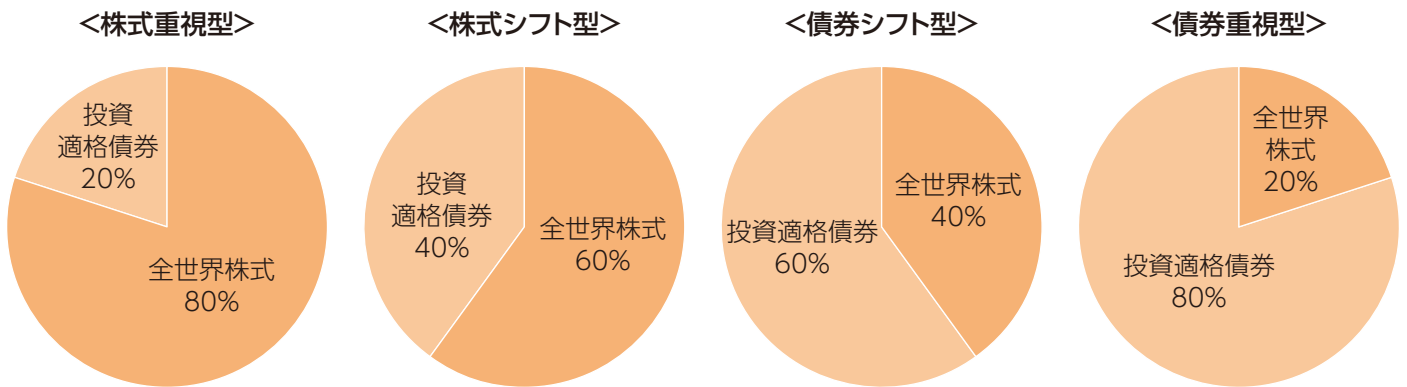
「Bloomberg®」およびブルームバーク・グローバル総合インデックスは、Bloomberg Finance L.P.および、同インデックスの管理者であるBloomberg Index Services Limited(以下「BISL」)をはじめとする関連会社(以下、総称して「ブルームバーク」)のサービスマークであり、auアセットマネジメント株式会社(以下「当社」)による特定の目的での使用のために使用許諾されています。ブルームバークは当社とは提携しておらず、また、auAM かんたん投資専用ファンド(株式重視型)/ (株式シフト型)/ (債券シフト型)/ (債券重視型) (以下「当ファンド」)を承認、支持、レビュー、推奨するものではありません。ブルームバークは、当ファンドに関連するいかなるデータもしくは情報の適時性、正確性、または完全性についても保証しません。

本書では、各ファンドの略称として、それぞれ以下のようにいうことがあります。

- auAM かんたん投資専用ファンド(株式重視型) : 株式重視型
- auAM かんたん投資専用ファンド(株式シフト型) : 株式シフト型
- auAM かんたん投資専用ファンド(債券シフト型) : 債券シフト型
- auAM かんたん投資専用ファンド(債券重視型) : 債券重視型

③ 各資産の投資比率が異なる、「株式重視型」「株式シフト型」「債券シフト型」「債券重視型」の4つのファンドをご用意しています。投資信託証券への投資割合は、通常の状態でも高位に維持することを基本とします。

・投資を行う資産クラスと配分比率は以下のとおりです。

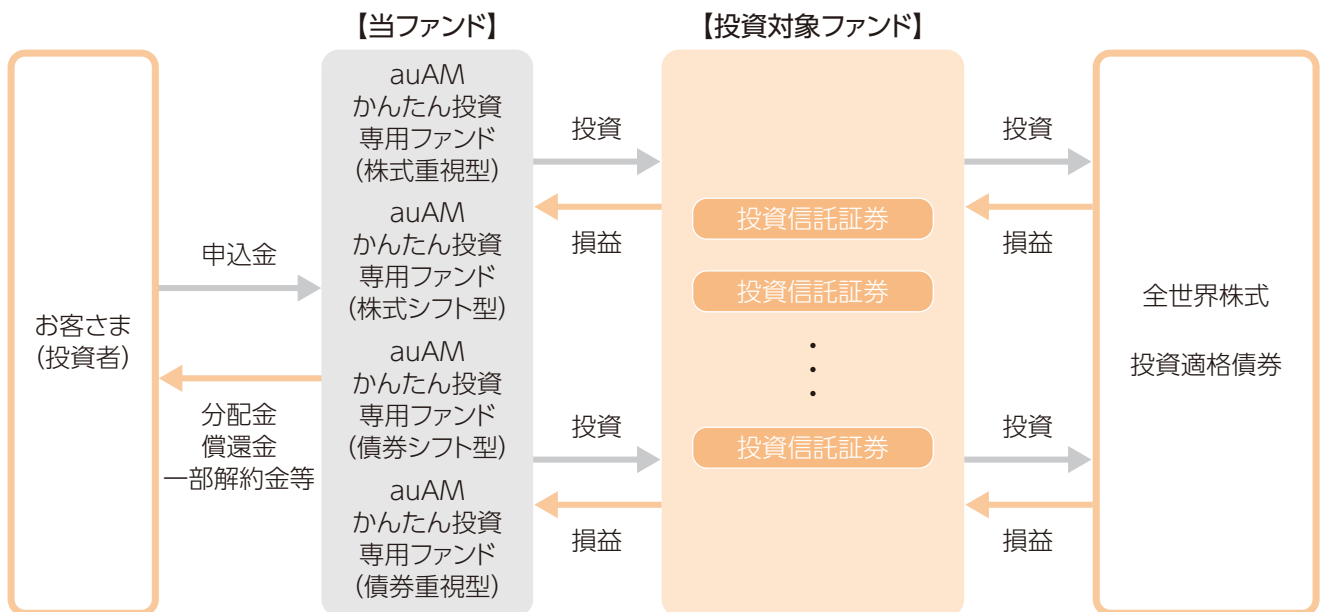


		株式重視型	株式シフト型	債券シフト型	債券重視型
資産クラス	全世界株式	80%	60%	40%	20%
	投資適格債券	20%	40%	60%	80%
合計		100%	100%	100%	100%

※上記は投資を行う資産クラスと配分比率のイメージであり、実際の配分比率とは異なります。

当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想される時、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、ファンドの特色の運用が行われなかったことがあります。

●投資形態(ファンドのしくみ) ファンド・オブ・ファンズ



— ファンド・オブ・ファンズとは —

お客さまからお預かりした資金を、直接株式や債券といった資産に投資するのではなく、株式や債券等に投資している複数の投資信託証券に投資して運用を行う仕組みです。

投資対象ファンドの概要

投資対象となる可能性のある投資信託証券は以下の通りです。

- 下記に記載した投資信託証券は、変更、追加または削除される場合があります。なお、下記の内容は2023年6月30日現在で委託会社が知り得る情報を基に作成されたものであり、今後記載の内容が変更される場合があります。

投資対象ファンド	運用会社	実質的な 主要投資対象	運用の基本方針	管理報酬等 (年)
Vanguard Total World Stock Index Fund ETF Shares	The Vanguard Group, Inc.	全世界株式	FTSEグローバル・オールキャップ・インデックスに連動する投資成果を目指す。	0.07%
Vanguard Total Bond Market Index Fund ETF Shares	The Vanguard Group, Inc.	米国債券	Bloomberg米国総合債券指数に連動する投資成果を目指す。	0.03%
Vanguard Total International Bond Index Fund ETF Shares	The Vanguard Group, Inc.	世界債券	Bloomberg(米ドル除く)不動調整RIC基準指数(米ドルヘッジベース)に連動する投資成果を目指す。	0.07%

主な投資制限

- 投資信託証券(上場投資信託証券)の投資割合には、制限を設けません。
- 株式への直接投資は、行いません。
- 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

分配方針

- 分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
- 原則として、信託財産の成長に資することを目的に、配当等収益の中から基準価額の水準等を勘案して分配金額を決定します。ただし、配当等収益が少額の場合には、分配を行わないことがあります。

※将来の分配金の支払いおよび水準について、保証するものではありません。

2. 投資リスク

基準価額の変動要因

当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。また、投資信託は預貯金とは異なります。

●主な変動要因

価格変動リスク、信用リスク	当ファンドが投資する上場投資信託証券は、上場株式同様、市場で取引が行われ、市場の需給の影響を受けて価格が決定されます。需給環境の変化等により当該上場投資信託証券の価格が下落した場合には、基準価額の下落要因となります。
株 価 の 変 動	株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績、市場の需給等を反映して変動します。発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなることもあります。新興国の証券市場は、先進国の証券市場に比べ、一般に市場規模や取引量が小さく、流動性が低いことにより本来想定される投資価値とは乖離した価格水準で取引される場合もあるなど、価格変動が大きくなる傾向が考えられます。
公 社 債 の 価 格 変 動	公社債の価格は、一般に金利が低下した場合には上昇し、金利が上昇した場合には下落します。また、公社債の価格は、発行体の信用状況によっても変動します。特に、発行体が債務不履行を発生させた場合、またはその可能性が予想される場合には、公社債の価格は下落します。新興国の公社債は、先進国の公社債と比較して債務不履行が生じるリスクがより高いものになる傾向があり、価格変動も大きくなると考えられます。
為 替 変 動 リ ス ク	外貨建資産については、資産自体の価格変動のほか、当該外貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。組入外貨建資産について、当該外貨の為替レートが円高方向に進んだ場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。新興国の為替レートは短期間に大幅に変動することがあり、先進国と比較して、相対的に高い為替変動リスクがあります。
カントリー・リスク	投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落したり、方針に沿った運用が困難となることがあります。新興国への投資においては、先進国と比べて上記リスクが大きくなる傾向があります。
そ の 他	解約資金を手当てするため組入証券を売却する際、市場規模や市場動向によっては市場実勢を押し下げ、当初期待される価格で売却できないこともあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。
- 流動性リスクに関する事項
当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。
これにより、基準価額にマイナスの影響をおよぼす可能性や、換金のお申込みの受付が中止となる可能性、すでに受付けた換金のお申込みの受付が取り消しとなる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。

リスクの管理体制

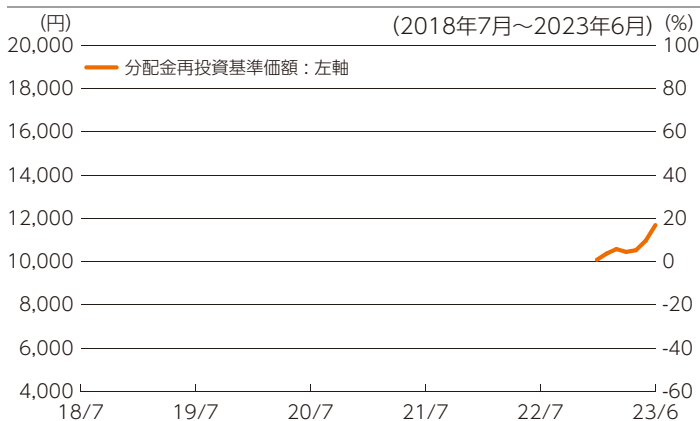
委託会社では、取締役会が決定した運用リスク管理に関する基本方針に基づき、運用部門から独立した部署および会議体が直接的または間接的に運用部門へのモニタリング・監視を通じ、運用リスクの管理を行います。また、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリング等を実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証等を行い、リスク管理会議において、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

(参考情報)

リスクの定量的比較

<株式重視型>

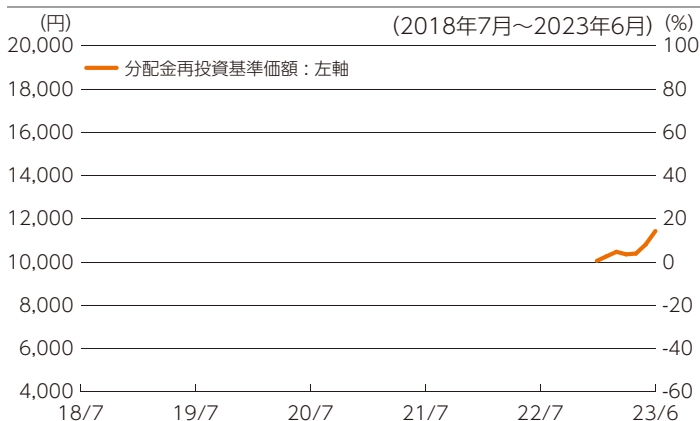
ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



(注1) ファンドの年間騰落率は、運用開始後1年を経過していないため、表示できません。
 (注2) ファンドの分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額が記載されていますので、実際の基準価額とは異なる場合があります。

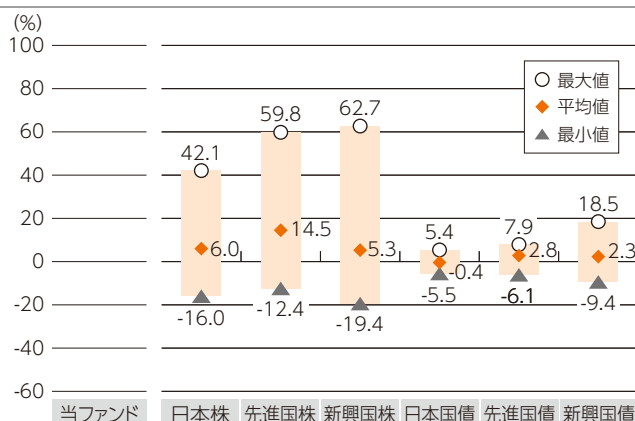
<株式シフト型>

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



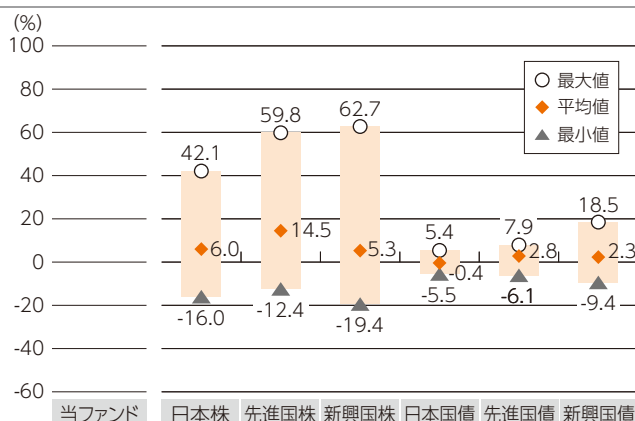
(注1) ファンドの年間騰落率は、運用開始後1年を経過していないため、表示できません。
 (注2) ファンドの分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額が記載されていますので、実際の基準価額とは異なる場合があります。

ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較



(注1) 全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。
 (注2) 代表的な資産クラスの騰落率は、2018年7月～2023年6月までの5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
 (注3) ファンドの騰落率は、運用開始後1年を経過していないため、表示できません。

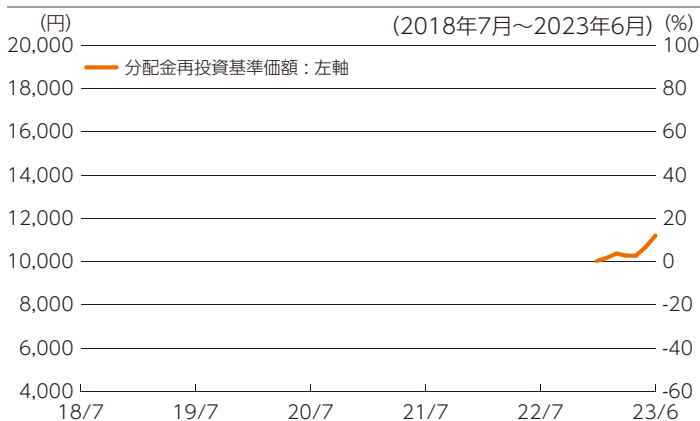
ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較



(注1) 全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。
 (注2) 代表的な資産クラスの騰落率は、2018年7月～2023年6月までの5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
 (注3) ファンドの騰落率は、運用開始後1年を経過していないため、表示できません。

<債券シフト型>

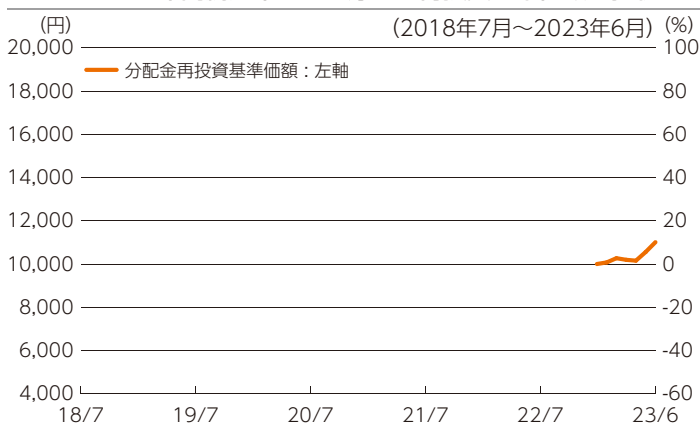
ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



(注1) ファンドの年間騰落率は、運用開始後1年を経過していないため、表示できません。
 (注2) ファンドの分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額が記載されていますので、実際の基準価額とは異なる場合があります。

<債券重視型>

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



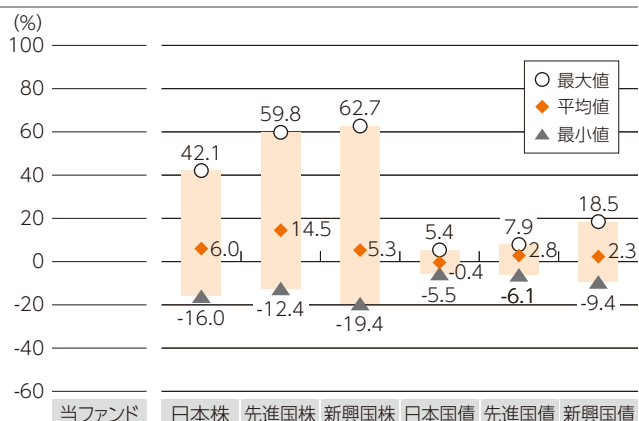
(注1) ファンドの年間騰落率は、運用開始後1年を経過していないため、表示できません。
 (注2) ファンドの分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額が記載されていますので、実際の基準価額とは異なる場合があります。

<各資産クラスの指数>

資産クラス	指数名	権利者
日本株	TOPIX(配当込み)	株式会社 J P X 総研
先進国株	MSCIコクサイ・インデックス(配当込み/円ベース)	MSCI Inc.
新興国株	MSCI エマージング・マーケット・インデックス(配当込み/円ベース)	MSCI Inc.
日本国債	NOMURA-BPI国債	野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社
先進国債	FTSE世界国債インデックス(除く日本/円ベース)	FTSE Fixed Income LLC
新興国債	JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド(円ベース)	J.P.Morgan Securities LLC

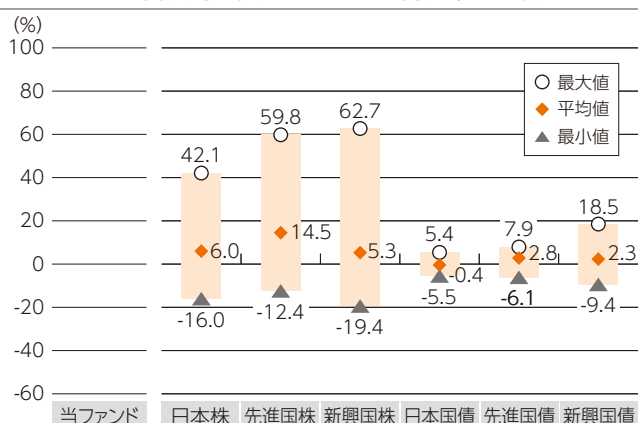
※上記指数に関する著作権等の知的財産権およびその他一切の権利は、各権利者に帰属します。各権利者は、当ファンドの運用に関して一切の責任を負いません。

ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較



(注1) 全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。
 (注2) 代表的な資産クラスの騰落率は、2018年7月～2023年6月までの5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
 (注3) ファンドの騰落率は、運用開始後1年を経過していないため、表示できません。

ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較



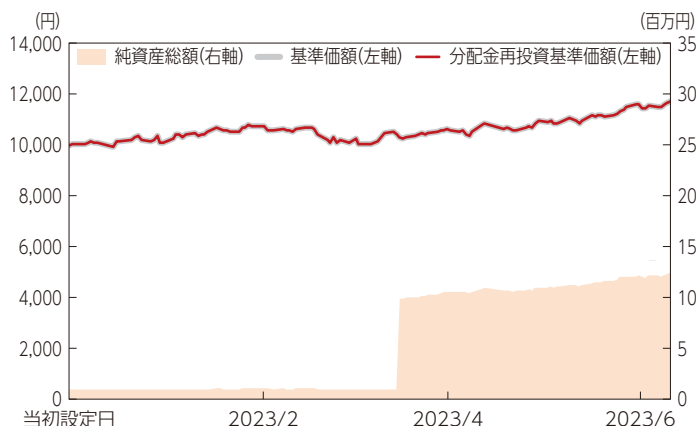
(注1) 全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。
 (注2) 代表的な資産クラスの騰落率は、2018年7月～2023年6月までの5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
 (注3) ファンドの騰落率は、運用開始後1年を経過していないため、表示できません。

3. 運用実績

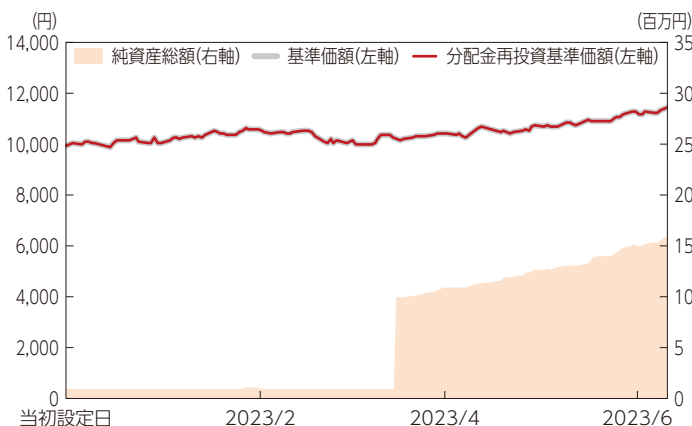
当初設定日：2022年12月21日
作成基準日：2023年6月30日

基準価額・純資産の推移

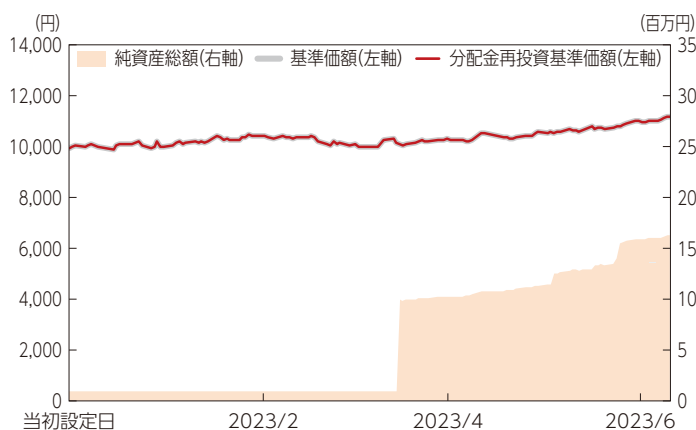
<株式重視型>



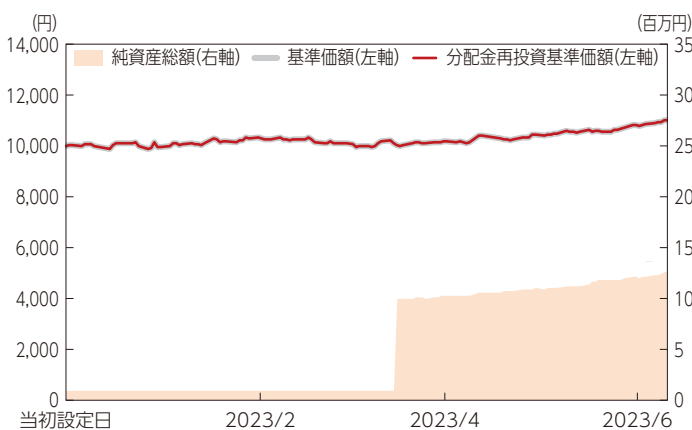
<株式シフト型>



<債券シフト型>



<債券重視型>



※上記グラフは当初設定日から作成基準日までを表示しております。

	株式重視型	株式シフト型	債券シフト型	債券重視型
基準価額	11,687円	11,434円	11,201円	11,011円
純資産総額	1,244万円	1,593万円	1,635万円	1,266万円

分配金の推移 (1万口当たり、税引前)

初回決算が2023年12月11日のため、作成基準日現在分配実績はありません。

記載された運用実績は過去のものであり、将来の運用成果を約束するものではありません。

最新の運用の内容等は、表紙に記載されている委託会社のホームページでご確認いただけます。

主要な資産の状況

資産クラス	組入資産	株式重視型	株式シフト型	債券シフト型	債券重視型
全世界株式	Vanguard Total World Stock Index Fund ETF Shares	77.7%	56.7%	38.8%	18.6%
投資適格 債券	Vanguard Total Bond Market Index Fund ETF Shares	7.4%	16.7%	25.1%	34.4%
	Vanguard Total International Bond Index Fund ETF Shares	10.8%	21.4%	31.9%	42.6%
その他	コール・ローン等、その他	4.0%	5.2%	4.2%	4.5%
合計		100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

※投資比率は、純資産総額に対する比率で、小数点第二位を四捨五入しているため、合計が100%とならない場合があります。

投資対象とする投資信託証券の現況

● Vanguard Total World Stock Index Fund ETF Shares

主要投資銘柄(上位5銘柄)

銘柄	国・地域	業種	比率
Apple Inc.	アメリカ	テクノロジー	4.0%
Microsoft Corp.	アメリカ	テクノロジー	3.5%
Amazon.com Inc.	アメリカ	一般消費財	1.6%
NVIDIA Corp.	アメリカ	テクノロジー	1.4%
Tesla Inc.	アメリカ	一般消費財	1.0%

※比率は、ETFの純資産総額に対する各資産の評価額の比率です。また、各項目の比率は小数点第二位を四捨五入しています。

※業種は、業種分類ベンチマーク(ICB)基準による分類です。

出所:Bloombergのデータを基に委託会社作成

● Vanguard Total Bond Market Index Fund ETF Shares

主要投資銘柄(上位5銘柄)

銘柄	国・地域	通貨	比率
United States Treasury Note/Bond 0.750% 2026/4/30	アメリカ	米ドル	0.6%
United States Treasury Note/Bond 1.375% 2031/11/15	アメリカ	米ドル	0.5%
United States Treasury Note/Bond 4.125% 2032/11/15	アメリカ	米ドル	0.5%
United States Treasury Note/Bond 1.875% 2032/2/15	アメリカ	米ドル	0.5%
United States Treasury Note/Bond 2.750% 2032/8/15	アメリカ	米ドル	0.5%

※比率は、ETFの純資産総額に対する各資産の評価額の比率です。また、各項目の比率は小数点第二位を四捨五入しています。

出所:Bloombergのデータを基に委託会社作成

● Vanguard Total International Bond Index Fund ETF Shares

主要投資銘柄(上位5銘柄)

銘柄	国・地域	通貨	比率
GERMAN GOVERNMENT BOND 2025/10/10	ドイツ	ユーロ	0.4%
United Kingdom Gilt 4.125% 2027/1/29	イギリス	英ポンド	0.4%
SPANISH GOVERNMENT BOND 2026/1/31	スペイン	ユーロ	0.4%
United Kingdom Gilt 0.250% 2025/1/31	イギリス	英ポンド	0.3%
FRENCH GOVERNMENT BOND 2027/2/25	フランス	ユーロ	0.3%

※比率は、ETFの純資産総額に対する各資産の評価額の比率です。また、各項目の比率は小数点第二位を四捨五入しています。

出所:Bloombergのデータを基に委託会社作成

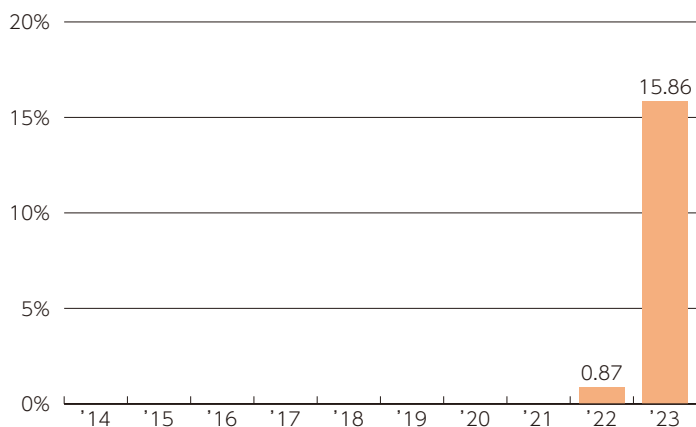
記載された運用実績は過去のものであり、将来の運用成果を約束するものではありません。

最新の運用の内容等は、表紙に記載されている委託会社のホームページでご確認いただけます。

年間収益率の推移 (暦年ベース)

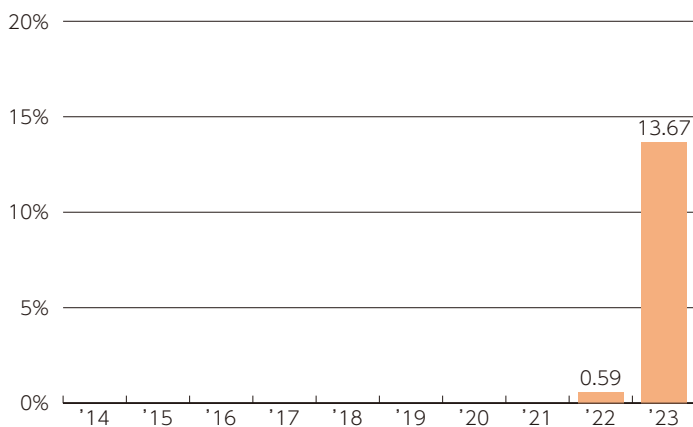
当ファンドにはベンチマークはありません。

<株式重視型>



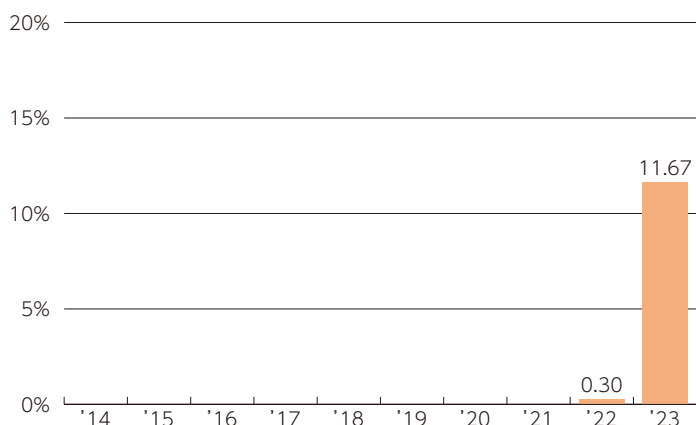
※ファンドの年間収益率は、分配金再投資基準価額の騰落率です。
※2022年は当初設定日から年末まで、2023年は年初から作成基準日までの騰落率を表しています。

<株式シフト型>



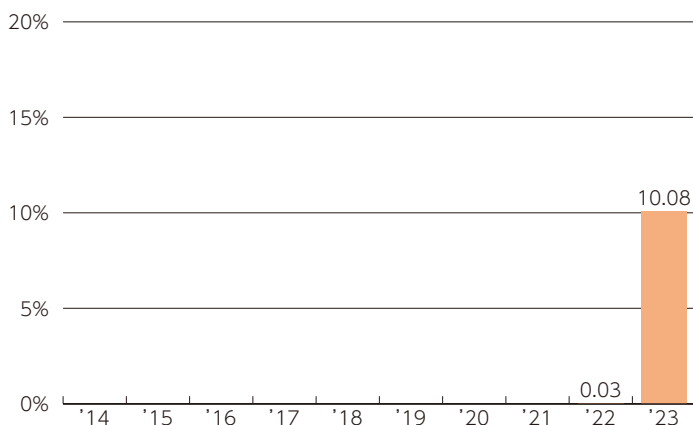
※ファンドの年間収益率は、分配金再投資基準価額の騰落率です。
※2022年は当初設定日から年末まで、2023年は年初から作成基準日までの騰落率を表しています。

<債券シフト型>



※ファンドの年間収益率は、分配金再投資基準価額の騰落率です。
※2022年は当初設定日から年末まで、2023年は年初から作成基準日までの騰落率を表しています。

<債券重視型>



※ファンドの年間収益率は、分配金再投資基準価額の騰落率です。
※2022年は当初設定日から年末まで、2023年は年初から作成基準日までの騰落率を表しています。

記載された運用実績は過去のものであり、将来の運用成果を約束するものではありません。

最新の運用の内容等は、表紙に記載されている委託会社のホームページでご確認いただけます。

4. 手続・手数料等

お申込みメモ

購入単位	最低単位を1円単位または1口単位として販売会社が定める単位
購入価額	①当初自己設定 1万円(1万口当たり) ②継続申込期間 購入申込受付日の翌営業日の基準価額(1万口当たり)
購入代金	販売会社が指定する期日までにお支払い下さい。
換金単位	最低単位を1口単位として販売会社が定める単位
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額(1万口当たり)
換金代金	原則として換金申込受付日から起算して5営業日目からお支払いします。
申込締切時間	原則として、販売会社の営業日の午後3時まで (販売会社所定の事務手続きが完了したもの)
購入の申込期間	①当初自己設定 2022年12月16日から2022年12月20日まで ②継続申込期間 2022年12月21日から2024年3月11日まで 継続申込期間は上記期間終了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。
当初募集額	各ファンド500億円を上限とします。
申込受付中止日	ニューヨーク証券取引所、およびニューヨークの銀行の休業日 一部解約金の支払い等に支障をきたす恐れがあるとして委託会社が定める日
換金制限	信託財産の資産管理を円滑に行なうために大口の換金申込には制限があります。
購入・換金申込受付の中止及び取消し	金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情(投資対象国における非常事態による市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資金の受渡しに関する障害等)が発生した場合には、購入、換金の申込みの受け付けを中止すること、すでに受け付けた購入、換金の申込みを取消すことがあります。
信託期間	無期限(2022年12月21日設定)
繰上償還	次のいずれかの場合には、委託会社は、事前に受益者の意向を確認し、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させること(繰上償還)ができます。 <ul style="list-style-type: none">● 受益権の口数が10億口を下回るようになった場合● 信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき● やむを得ない事情が発生したとき
決算日	毎年12月10日(休業日の場合は翌営業日) ※第1計算期間は、2023年12月11日までとします。
収益分配	年1回、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。 (注)当ファンドには、「分配金再投資コース」と「分配金支払いコース」があります。なお、お取扱い可能なコースおよびコース名については、異なることがありますので、販売会社にお問合せください。
信託金の限度額	各ファンド5,000億円
公告	電子公告の方法により行ない、ホームページ(https://www.kddi-am.com/)に掲載します。
運用報告書	毎計算期末に作成し、交付運用報告書をあらかじめお申出いただいたご住所にお届けします。また、電子交付を選択された場合には、所定の方法により交付します。
課税関係	課税上は株式投資信託として取扱われます。配当控除、益金不算入制度の適用はありません。公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度(愛称:NISA(ニーサ))の適用対象です。 2024年1月1日以降、NISA制度が見直しされます。新制度では一定の要件を満たした場合にNISAの適用対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。 ※上記は、2023年6月末現在のもので、税法が改正された場合等には、変更される場合があります。

ファンドの費用・税金

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

	料率等	費用の内容
購入時手数料	ありません。	—
信託財産留保額	ありません。	—

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

	料率等	費用の内容
運用管理費用 (信託報酬)	年率0.715%(税抜0.65%)	運用管理費用の総額は、日々の信託財産の純資産総額に対して左記の率を乗じて得た額とします。運用管理費用は、毎日計上され、毎計算期間の最初の6か月終了日(休業日の場合翌営業日)および毎計算期末または信託終了のときに信託財産から支払われます。

運用管理費用の配分(税抜)^(注)および役務の内容については、下記をご参照下さい。

委託会社	0.125%	ファンドの運用と調査、受託会社への運用指図、基準価額の計算、目論見書・運用報告書の作成等の対価です。
販売会社	0.5%	運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価です。
受託会社	0.025%	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価です。

(注)「運用管理費用の配分」には、別途消費税率を乗じた額がかかります。

〈投資対象とする投資信託証券〉 投資対象とする投資信託証券の管理報酬等です。
年率0.03%~0.07%

〈実質的に負担する運用管理費用(税込)の概算値〉 実際の組入状況等により変動します。

株式重視	年率0.781%(程度)
株式シフト	年率0.777%(程度)
債券シフト	年率0.773%(程度)
債券重視	年率0.769%(程度)

その他の費用・手数料 監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料、資産を外国で保管する場合の費用等を信託財産でご負担いただきます。
なお、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。

手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

税金

- 税金は表に記載の時期に適用されます。
- 以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税および地方税	配当所得として課税 ^(注) 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時および償還時	所得税および地方税	譲渡所得として課税 ^(注) 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

(注) 所得税、復興特別所得税および地方税が課されます。

※ 少額投資非課税制度[愛称:NISA(ニーサ)]および未成年者少額投資非課税制度[愛称:ジュニアNISA(ジュニアニーサ)]をご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設する等、一定の条件に該当する方が対象となります。くわしくは、販売会社にお問合わせ下さい。

※ 2024年1月1日以降、ジュニアNISAでの新規の購入ができなくなります。

※ 外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※ 法人の場合は上記とは異なります。

※ 上記は2023年6月末現在のものです。税法が改正された場合等には、上記の内容が変更される場合があります。

※ 税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

au アセットマネジメント